

仕 様 書 番 号			
G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 9 E			
作成	平成 3 1 年	4 月 1 2 日	
変更	令和 8 年	3 月 2 3 日	
補給本部 装備計画部			

陸上自衛隊

I T利用装備品等サプライチェーン・リスク対応

共通仕様書

陸上自衛隊 I T 利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書
目 次

1	総則	1
1.1	適用範囲	1
1.2	用語及び定義	1
1.3	引用文書等	2
2	I T 利用装備品等サプライチェーン・リスク対応に関する要求	2
2.1	製品に関する要求	2
2.2	役務に関する要求	2
3	仕様書に関する疑義	3

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
陸上自衛隊 I T利用装備品等 サプライチェーン・リスク対応 共通仕様書		G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 9 E	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	平成31年 4月12日
		変 更	令和 8年 3月23日
		作成部隊等名	補給本部 装備計画部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊における I T利用装備品等又は I T利用装備品等に関する役務の調達に当たり、適用するサプライチェーン・リスク対応に関わる共通事項を規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

I T利用装備品等

プログラム若しくはソースコードを導入された電子部品、機器などが組み込まれた装備品等（構成部品、試作品などを含む。）若しくはソフトウェアその他の電子計算機情報をいう。

1.2.2

サプライチェーン・リスク

装備品等又は役務の調達に際し、契約物品（役務対象物品又は寄託品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざるぜい弱性を除く。）が潜在するソースコード、プログラム、電子部品、機器などの埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更が行われるリスクをいう。

1.2.3

障害等リスク

情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざるぜい弱性を除く。）をいう。

1.2.4

ソースコード等

装備品等に用いられるソースコード、プログラム、電子部品、機器などをいう。

1.2.5

官給品等

契約の相手方が、当該契約の履行のために防衛省が支給又は貸与する材料、部品、機器、治工具、測定具など（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）をいう。

1.2.6

情報システム

“防衛省の情報保証に関する訓令”第2条第2号に規定する情報システム（同訓令第3条において適用しないとしたものを除く。）をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）

1.3.2 関連文書

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）

〔防装庁（事）第3号（31.1.9）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について

（通知）〔装プ武第188号（31.1.9）〕

情報システムの借上に係る撤去役務の取扱いについて（通知）〔装管調第380号（令和2年1月14日）〕

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）〔装管調第807号（令和3年1月21日）〕

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に関する事務処理要領について（通知）〔装管調第808号（令和3年1月21日）〕

情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等の全部改正について（通知）〔防整サ第26438号（令和6年11月20日）〕

2 IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応に関する要求

2.1 製品に関する要求

2.1.1 機能・性能

契約物品（寄託品を含む。）は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込み、その他官側の意図しない変更が行われていないものでなければならない。

2.1.2 品質管理

品質管理は、次による。

- a) 契約物品（寄託品を含む。）は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官側の意図しない変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者、再委託先などを含む。）による適正な品質管理の下で製作されたもの（であって、その品質を保証されたもの）でなければならない。
- b) 製造請負等の実施に当たり、契約の相手方（下請負者、再委託先などを含む。）は、官給品等について2.1.2 a)と同等の管理を行い、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込み、その他官側の意図しない変更を行ってはならない。

2.2 役務に関する要求

役務の実施に当たり、契約の相手方（下請負者、再委託先などを含む。）は、役務対象物品又は官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込み、その他官側の意図しない変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行わなければならない。

ない。

3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。